

北海道文教大学における公的研究費に係る間接経費の基本方針

この基本方針は、北海道文教大学（以下「本学」という。）が公的研究費で獲得した研究経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）及び「北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」並びに「北海道文教大学公的研究費経理事務等取扱要領」に基づき、間接経費の使途の透明性を確保するために必要な事項を定める。

1. 使 途

(1) 間接経費は、次の各号に定める事業に充てるものとする。

- ①本学全体の研究環境の改善及び研究機能の向上
- ②当該研究者の研究環境の改善
- ③その他、共通指針の別表1に準ずる内容

(2) 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

2. 間接経費の額

本学における公的研究費の間接経費は、直接経費額の30%を上限とする。ただし、配分機関による定めがある場合は、その定めに従う。

3. 計 画

間接経費を計画的かつ適正に執行するために、「公的研究費に係る間接経費支出計画書」（別紙様式1）を作成し、学長の承認を得なければならない。

4. 管 理

(1) 財務部会計課は、経理規程に基づき法人口座にて適正に管理しなければならない。

(2) 財務部会計課は必要に応じ、管理する間接経費の執行状況について、学長に報告するものとする。

5. 報 告

(1) 間接経費を執行完了後は「公的研究費に係る間接経費実績報告書」（別紙様式2）を学長に提出し承認を得なければならない。

(2) 学長は、配分機関の求めに応じ、使用実績等を報告するものとする。

6. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直す。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

学 長	事務局長	財務部長	会計課長			受 付

公的研究費に係る間接経費支出計画書

「北海道文教大学における公的研究費に係る間接経費の基本方針」の定めにより、以下のとおり計画いたします。

対象年度 _____ 年度

(収入)

研究費の種類	間接経費の納入額
	円
	円
	円
合 計	円

(支出)

経費の項目	執行額	具体的な使用内容
1.管理部門に係る経費	円	
①人件費	円	
②物件費	円	
③施設整備関連経費	円	
④その他	円	
2.研究部門に係る経費	円	
①人件費	円	
②物件費	円	
③施設経費関連経費	円	
④その他	円	
3.その他の関連する事業部門に係る経費	円	
①人件費	円	

学 長	事務局長	財務部長	会計課長			受 付

公的研究費に係る間接経費実績報告書

「北海道文教大学における公的研究費に係る間接経費の基本方針」の定めにより、以下のとおり報告いたします。

対象年度 _____ 年度

(収入)

研究費の種類	間接経費の納入額
	円
	円
	円
合 計	円

(支出)

経費の項目	執行額	具体的な使用内容
1.管理部門に係る経費	円	
①人件費	円	
②物件費	円	
③施設整備関連経費	円	
④その他	円	
2.研究部門に係る経費	円	
①人件費	円	
②物件費	円	
③施設経費関連経費	円	
④その他	円	
3.その他の関連する事業部門に係る経費	円	
①人件費	円	